

文書館における民間所在資料（古文書）の取り扱いをめぐって

新井 浩文

はじめに

現在、我が国の文書館・公文書館といった施設は、都道府県・政令指定都市レベルにおいては、建設中の館を含めれば既に30を超える勢いに迫っている。

その背景には、1988年（昭和63）に施行された「公文書館法」に拠るところが大きいことは言うまでもない。この点は、施行前30年が14館だったのに対して、施行後は約10年で12館と数値的に見てても歴然である¹⁾。

しかし、その設立までの経緯については、既に様々な角度から指摘が成されているように各都道府県によって大きく異なり、設立までの事情そのものが、その後の文書館活動そのものに大きな影響を与えていたりする。換言すれば各館の成立過程が、単独施設か複合施設か、教育委員会か知事部局かといったその後の館の組織や建物に影響を与え、その相違によって、それぞれの館が独善的な活動を呈している訳で、良く言えば各文書館の独自性ある活動、悪く言えば各文書館バラバラの統一性がない活動、という日本の文書館が抱える問題点がそこに見えてくる。

ただし、近年は、こと「歴史資料として重要な公文書」に関する収集～保存～公開に関して言えば、国立公文書館において専門職養成課程が開始されたこともあって徐々に各文書館における基本的な業務格差も解消されてきていると思われる。これも、一重に「公文書館法」の法的根拠が内外に浸透した結果といえるだろう。

ところが、その一方で民間所在資料（以下、本稿では総称として一般に馴染みのある「古文書」とする）をめぐっては、各館の対応がいまだ不文律な状態が続いている。特に「公文書館法」の中で言う「公文書」という概念を現在の出所だけで捉えた場合、古文書は現行法の中では極めて弱い位置づけとなっている。この点は歴史研究者サイドからも成立直後から指摘されていた点であるが、行政内部でも課題は多い。

古文書の範囲の確定とその取り扱いが現在の文書館にとっては急務であり、行政として出所は異なるものの、過去の出所が公的機関やその関係者である以上は「公文書」として扱うべき性格を有している点は間違いないと思われるが、現実的には様々な問題が起り始めている。

具体的には、まず1995年（平成7年）1月17日に起きた阪神淡路大震災の際に大量の古文書が倒壊した民家から確認されたことである。これまで、かかる古文書資料はその存在事態が調査の上、既に確認されていたものもあったが、その多くは今度の震災を契機に実施された歴史資料救済活動の結果、新たに発掘されたものが大半であり、この活動によって、これまで地域住民にとって古文書資料が「歴史資料」としては認識されてこなかった実態が明らかにされるに至った。その一部は、今回の救済活動によって現地に遺すことができたものの、救済活動以前に散逸或いは売却といった形で処分された古文書も決して少なくない。まさに、地域住民の歴史資料に対する認知度の低さが、震災を通して露呈されるという皮肉な結果が、そこには顕在したのである³⁾。

そして今ひとつは、最近公表されたデータとして、大分県立先哲史料館が1994年度（平成2年）から実施した県内の古文書所在調査の結果、この20年間で23%もの古文書が散逸していたことである⁴⁾。この調査結果は、何も大分県に限ったことではなく、全国的な課題として受け止めなければならないだろう⁵⁾。その背景には、バブルによる土地の高騰とその後の崩壊によって、多くの名主層が土地から遊離し、村社会全体が崩壊したという社会的な影響が少なからずあったことも否めない。

本稿では、このような古文書をとりまく現在の問題点を整理するとともに、これまでの我が国に於ける戦後の「史料保存運動」全体を総括し、そこから、新たに文書館において、古文書を今後どのように扱って行くべきかを「公文書館法」の趣旨と照合しな

がら考察し、「公文書館法」下の文書館における新たな古文書の取り扱いに関する基本理念を模索しようとするものである。

1 古文書の保存をめぐるこれまでの動き

1 戦後の史料保存運動の検証と「公文書館法」の成立

まず、はじめに古文書の保存をめぐるこれまでの動向について検証するために、その根柢となる法令「公文書館法」ができるまでの史料保存運動の歩みの中から、民間所在資料の位置づけを中心に簡単にみていくことにしたい。以下、「同法」成立までの重要な動きと思われる事項を日本学術会議に関するものを中心に掲げてみる。

- ① 1948年 学術研究会議（現日本学術会議）
「近世庶民史料調査委員会」の発足
- ② 1951年 「文部省史料館（現国文学研究資料館史料館）」の設置
- ③ 1959年 日本学術会議「公文書散逸防止について（勧告）」
- ④ 1969年 日本学術会議「歴史資料保存法の制定について（勧告）」
- ⑤ 1971年 「国立公文書館」の設置
- ⑥ 1977年 日本学術会議「官公庁文書資料の保存について」要望書を提出
- ⑦ 1980年 日本学術会議「文書館法の制定について（勧告）」
- ⑧ 1987年 「公文書館法」（議員立法）成立
(『日本の文書館運動』⁶⁾より作成)

ここで取り上げた、①は戦後の社会変化に伴う古文書の流失防止に伴い発足したもので、そこで収集された史料の保管をめぐる動きが②の設立に繋がっている⁷⁾。また、③はまさに「公文書館法」の原点ともいえる勧告で、官公庁有期限公文書の保存と公開について初めて言及したものとして高く評価されるべきものである。さらに、④は古文書の現地保存主義を提倡した勧告で、都道府県文書館の設立促進を要望し、また文化財保護法との関係からも注目されるべき内容を多く含んでいる。⑤は、③の勧告による公文書の保存を念頭に設置されたが、不完全な公文書保存制度にあって、その改善策として出された要望書が⑥であり、「国立公文書館法」の原点

ともいるべき、司法・立法・行政にわたる内容を指摘している。そして、これまでの③・④・⑥の趣旨を総括した形の文書館設立のための法律「文書館法」の制定に向けた内容を盛り込んだ⑦が勧告され、その7年後によく議員立法という形で、⑧の「公文書館法」の成立をみることになるのである。

この間の古文書の保存をめぐる動きの中では、④の勧告が最も重要である。④は1964年（昭和34）に起こった各地域に残る名主（庄屋）文書等を旧制帝国大学に一括収集させるという「日本史資料センター」構想への反対運動に端を発した学会活動の結実した結果であり、現在でも古文書の現地保存を考える根幹となっている⁸⁾。

なお、その後のこの勧告に関連する文化財保護法下における文化庁の対応が注目されるので取り上げておきたい。文化庁による具体的な取り組みとしては、1975年（昭和50）に「古文書のほか学術上の価値の高い歴史資料」という提議を加えた「歴史資料」というジャンルを文化財保護法の改正に伴い付加し、都道府県を皮切りに市町村に至るまで歴史民俗資料館の補助金を文部省が出す方針が打ち出されているほか、古文書を含む歴史資料の国立歴史民俗資料館を核とする全国的なネットワークの構築を意図する旨も示唆されている⁹⁾。この時点で古文書が、文化財の中では「歴史資料」に位置づけられ、他の資料と共に包括的に扱っていくという文化庁の見解が出された訳である。この点は、民間所在資料の現地保存機関として歴史民俗資料館を建設していくという一つの指針が文化庁から提示され、また後述するように、近年の総合調査と関連する事項でもあることから、古文書を文書館が扱っていく上では無視できない部分である。

周知のように「公文書館法」における古文書の扱いは、「その他の記録」としてあって、決して主たる扱いではない。それは、前述したように、戦後の史料保存運動が古文書を中心に動き出し、やがて官公庁文書の保存にまで広がったものの、文化庁が歴史資料としての古文書の取り扱いを表明した時点で、どちらかと言えば運動の比重を官公庁文書（公文書）の保存に置いた形の法体系成立に移行していくかざるを得なかったという事実があったようである。このような史料保存運動の経過を踏まえた上で、改めて次章で取り上げるように、文書館や公文書館が古文書をどのように扱っていくべきかを考え

ていく必要があるだろう。

2 自治体史編纂と文書館

次に法的な措置と並行する形で、公的に古文書を保存するための事業としてこれまで解釈され、実施してきた事業に自治体史編纂がある。そのピークは幾つかあるが、主として明治から100年が経過した1970年代から80年代に集中しており、この時期はまた、先の史料保存運動の最盛期とも合致している。

自治体史編纂がもたらした古文書資料の保存に関する最大の業績としては、『自治体史』の刊行そのものが市民の目に見える形での行政の功績に繋がるために、何よりも予算規模が大きく、その結果として従来よりも、あらゆる面で古文書の調査が著しく進展した点にあるだろう。しかし、その一方であくまでも、时限的な刊行を目的とする事業であることから、編纂終了後の体制は、発足時から考えられておらず、組織が解散した後は、収集した古文書資料が散逸するといった例も多く見られる。特に、都道府県史編纂部門では、編纂終了後に文書館建設に結びついた事例が幾つか見られるが、市町村史編纂の場合には終了後に文書館の建設に直接結びついた事例は極めて希であるといってよい。

実際、埼玉県内における市町村の事例でも、自治体史編纂終了後に文書館、若しくは文書館機能を有した資料館・博物館・図書館に移行できた例は、5例程度に過ぎない¹⁰⁾。むしろ、市町村レベルでは、古文書だけを考えるならば、極めて良好な保存環境の館組織があること自体が大幅な前進となる。多くの自治体史編纂室では、調査過程で古文書を一時的に収集する展開になることもままあり、その保管場所に苦慮しており、編纂そのものが終了した時点で、収集した古文書の多くは所蔵者宅へと返却される。しかし、その後の保存状況にかかるアフターケアは成されてこなかったという実態がある¹¹⁾。中には所蔵者宅では返却時に保存できない等の理由から再び引き取らざるを得なくなってしまうケースもあり、組織が無くなってしまう自治体史編纂部門にとっては、まさに、その保管場所が頭痛の種となっているのである¹²⁾。

一方、自治体史編纂における調査段階で、特に首長部局に事務局がある編纂室では、調査先で教育委員会との連携がとれていないこと等から、時には

トラブルに発展することもある。こうした事例は、教育委員会による文化財調査との役割分担が出来ていないままに、自治体史編纂による古文書調査が先行して実施された結果によることが多く、このような一連の齟齬が、編纂終了後の保存にまで影響が出てきている場合も少なくない。特に、首長部局による自治体史編纂が終了した時点で、そのまま組織が首長部局に継続されるケースは市町村の場合極めて希であり、大抵は編纂終了後の事務は文化事業として扱われて教育委員会へと引き継がれるケースが多い。問題は、その後スムーズに関係資料が保存～公開へと動いていけば良いのだが、編纂と文化財保護、博物館・資料館といった機能の違いによって、収集・整理方法の違いが生じ、編纂関係資料が公開にまで至っていないことが多い。

また、本稿の趣旨とは若干離れるが、これまで「自治体史編纂から文書館へ」という形での史料保存運動が展開されてきた中で、編纂段階で公文書の一部を編纂史料として利用するために収集するところが、80年代以降はからずも出てきた。のこと自体は「公文書館法」の視点からすれば非常に喜ばしいことではあったが、編纂事業と並行して歴史的に重要な公文書を収集した結果、二足の草鞋を履くことになり、結果として肝心の編纂業務全体に影響を及ぼすことになりかねない、と警鐘を鳴らす報告も出されている¹³⁾。

このように、70年代～80年代にかけて盛んに実施された自治体史編纂によって、これまで確認されていなかった多くの古文書が調査・発掘されるに至り、また一部の自治体では編纂と並行して公文書の収集までをも実施するに至った。しかし、結果的にそこで行なわれた調査や収集は、あくまでも自治体史の編纂・刊行という限られた枠内において実施されたのであって、かかる業務が完了した時点の結果をみる限り、編纂事業で収集したデータや資料の公開までを念頭に置いていなかった所が多かったといえるだろう。従って、総的には編纂事業とは次の組織へと繋ぐことが極めて困難な業務であるともいえる。換言すれば、自治体史編纂事業が、多額の予算（税金）をかけて調査を実施した割には、刊行物という成果物のみが公開され、多くのデータや資料は住民の為に公開されることがない事業となってしまっている場合が多いといつても過言ではない。

ところが、このような問題点が表出しているにも

かかわらず、現在も編纂事業を実施しようとする自治体は後を絶たない。また、編纂中の自治体においては、学識経験者を中心に編纂委員会等が組織されていることが多いが、ここでも、編纂内容についての意見は出ても、収集した資料の公開や編纂終了後の組織替等については積極的な意見が出てこない実情もあると聞く。やはり、今日まで自治体史編纂という事業が、あくまでも一過性の記念誌的な事業に陥りがちで、隣村が実施するから当村も実施するといった安易な発想を以て行われることも多かった点にその最大の問題点があったのではなかろうか¹⁴⁾。

これまでの自治体史編纂に欠けていたのは、まさに「住民からの視点」であり、換言すれば「情報公開からの視点」ともいえるだろう。仮に自治体史編纂と文書館の連続性を探すならば、この部分でなければならないし、これ以上のものはない。しかし、これまではどうしても「自治体史編纂から文書館へ」というスローガンの中に、多くの関係者が編纂業務継続機関としての文書館（史料編纂所や史料館）をイメージしてきたといつても過言ではないだろう。文書館にとって、自治体史編纂という時限的事業の足跡を市民に公開することは、あくまでも文書館業務の一部分にしか過ぎないことを関係者は再認識する必要があるだろう。

3 社会状況による関係者の変化と類縁機関による活動

次に、古文書の調査活動と、かかる資料をこれまで保存してきた類縁機関の経緯と現状等について触れておきたい。

①所蔵者の変化

古文書のうち、とくに近世の名主文書を中心とする村方文書の調査については、これまで最も身近な調査者として、当然ではあるが古文書の所蔵者がいた。1960年代までは、明治生まれの所蔵者の多くが存命で、少なくとも自分の代で古文書が失われることに抵抗を感じ、また先祖からその内容を語り継がれてきた経緯や「くずし字」が解読できる世代だったこともあって、自身でも興味をもって地域史研究を行い、古文書に接している方々も多かった。しかし、70年代の高度経済成長期が、ちょうど所蔵者の世代交代期と重なったことによって、先代に続くこの世代が開拓等により住み慣れた土地から次々と移転した。古文書の解読ができないが故に関心を示さ

なかつたこの世代主達により、古文書もまた土地から遊離へ散逸するという悪循環が起こったのである。まさに何世代にもわたり連綿と続いてきた所蔵者の名主としての意識の崩壊もそこには見ることができる。

②学校教員・文化財担当者による古文書調査

一方、この60年代～70年代の時期に、地方に残る古文書調査の主体を担っていたのが小・中学校を中心とする教員であった。今でこそ、博物館や資料館といった資料保存機関が建設され、市町村にも専門職として学芸員が配置されているところもあるが、そうした資料保存機関が出来るまでの調査主体は、地域社会の知識層で、かつ子供を通じて所蔵者とのパイプもあった教員に一任されていた¹⁵⁾。しかし、現在は学校現場の多様化や児童数の減少に伴い、地域学習そのものの在り方も大きく変化し、学校教員も多忙化により、かかる調査事業から遠ざかれてしまっている傾向がある。

その後、教員に代わって古文書調査の主体となつたのが、高度経済成長の中で、開発に伴う埋蔵文化財調査事業が不可避になった結果、各自治体に配置された文化財担当者である。なお、70年代後半になると各都道府県では、文化財保護の観点から市町村の文化財担当者に依頼して古文書の所在確認調査を実施している。こうした所在確認調査実施の背景には前述した文化財保護法の「歴史資料」部門設立がリンクしており、その多くは文化庁の補助金を以て成されていることは注目に値する¹⁶⁾。

③文書館類縁機関（図書館・博物館・資料館）における古文書の取扱い

また、類縁機関の動きとしては、まず、1950年（昭和25）に「図書館法」（第2・3条）が制定されたのを契機に、図書館で郷土資料として古文書を取り扱う所が増え、その所在確認調査も都道府県の公立図書館を中心に実施されて、一部が収蔵されるに至ったケースも見られる。特筆すべきは、これらの図書館のうち、戦前に開館した公立図書館ほど古文書を収蔵している数が多い点にある。

- 〔例〕1896年【明治29年開館】熊本県立図書館
→約10万点、
- 1918年【大正7年開館】福岡県立図書館
→約10万4千点、
- 1931年【昭和6年開館】山梨県立図書館
→約6万6千点、

1950年【昭和25年開館】福井県立図書館
→4万7千点

かかる公立図書館は現在に至っても古文書保存の中核を担っている¹⁷⁾。このことは、図書館が単なる現在のような閲覧・貸出施設だけではなく、古文書の収蔵施設として戦前から機能していたことを裏付けている。さらに職員にまで言及すれば、図書館専門職員としての司書の中に郷土資料部門の専門員が存在し、彼らが「図書館法」の規程の中で専門職として古文書を取り扱ってきたという点が注目されよう。

しかし、現在この状況は著しく変化している。当時は、現在のように図書館が林立状態ではなかったことや図書の管理がコンピュータ化されていなかつた点が幸いし、郷土資料分野における専門的な人材確保も可能であった。ところが現在では、図書館全体における管理業務がコンピュータ化・簡素化したことが人員削減に繋がり、ある意味で図書館におけるこの分野の専門性を持った司書の養成自体が著しく後退してしまっている。結果、郷土資料部門における古文書の取り扱いが冷遇されるに至り、トラブルにまで発展した事例も報告されている¹⁸⁾。

次に博物館については「博物館法」が図書館法の翌年の1951年（昭和26）に制定され、同法第2条の中で展示資料の中の古文書として収集されてきた経緯があり、また、文化財保護法との関係から、文化財の活用・公開施設として位置づけられてきた側面もある。さらに、博物館類似施設としての歴史民俗資料館については、前述したように、1975年（昭和50）の文化財保護法改正に伴い、市町村レベルにまでその建設が及んだことから、博物館・資料館における民間所在資料の保存・活用が著しく進展した。これらの博物館施設の中には、例えば京都府立丹後郷土資料館【1970年開館】や長崎県立対馬歴史民俗資料館【1978年開館】、石川県立歴史博物館【1986年開館】のように、文化財としての古文書の保存・活用を目的として積極的にこれらを収集してきた館もある¹⁹⁾。

ところが、機能が異なるので仕方がないことだが博物館や資料館における古文書の取り扱いは、どうしても展示に偏りがちで、収集方針も「展示資料」を主体とすることから優品主義（見栄えのする資料中心）に陥りやすい一面を持っている。近年は必ずしも全ての博物館がそうとは言えないものの、文書

資料を平等に取り扱い公開していく文書館の平等公開の原則とは隔世の感もある。

さらに、かかる施設の専門職員である学芸員をめぐる近年の状況に関して言えば、1973年（昭和48）に施行され、これまで公立博物館における学芸員基準定数を示唆してきた「公立博物館の設置及び運営に関する基準」の一部²⁰⁾が1998年（平成10）2月に改正され、具体的な人数の目標が撤廃されるなどされた結果、学芸員を主体とする博物館の運営自体が危ぶまれる状況にある館も出てきている。また、この点は既に実施されている国立博物館の独立行政法人化がさらにその傾向に拍車をかけることも一部で懸念されている。

いずれにせよ、これまで主として古文書を取り扱ってきた図書館や博物館・資料館では、新たな社会環境の変化や法改正、そして「公文書館法」の施行によって、そこで活動を支える職員や機能までもが大きく変わろうとしている現実がみられる。そこには、こうした資料保存関係施設で収蔵されてきた古文書の取り扱いにまで悪影響が及ぶことも少なくはないだろうし、また依然として地域に残されている多くの古文書をどうしたらよいかという最大の課題は山積みされたままである。今後は、こうした状況を踏まえて、この部分についてどのように既存の文書館やその関係者が関わっていくべきかが重要となってくるだろう。

そのためには、まず現在の文書館が活動していく上でその根幹となる「公文書館法」下において、どのように古文書を取り扱っていくべきかを確認しておくことがカギとなる。次章では、この点から「公文書館法」に依拠した古文書の取り扱いについて、その基本理念から検討していくことにしたい。

2 「公文書館法」下の文書館における古文書の取り扱い

1 収集における基本理念

①古文書の位置づけ

まず、「公文書館法」における古文書の定義付けから考えてみたい。

「公文書館法」における古文書は、第2条の「公文書等」の定義の中で、公文書その他の記録のうち、「その他の記録」に「古書・古文書その他私文書」といった形で位置づけられ、この「その他の記録」に

関しては、「国又は地方公共団体が保管するもの」が対象となっている。

この部分に関しては、『公文書等』ということは、公文書中心の考え方であり、古書・古文書・私文書などが副次的・従属性に取扱われている²¹⁾といった批判や、「古書・古文書等は現に国又は地方公共団体が保管しているものであることであって、必ずしもそれらを今後積極的に収集・保管するものであるという規定にはならない。(中略) 現段階では、古文書その他の私文書などの収集・保存は、これまでの通り各施設の独自の判断で行つていかざるをえないものである」²²⁾、といった解釈が、公文書館法の成立直後からこれまで何遍となく繰り返されてきた経緯がある。こうした批判や解釈の背景には、第一章第1節で前述した戦後史料保存運動の流れの中で、古文書の取り扱いが必ずしも関係者の思い通りに至らなかつたという鬱積した不満が形として現れた結果といえよう。

しかし、「公文書中心」という考え方は何も否定されるべきことではない。周知のように戦後の史料保存運動の中で扱ってきた古文書と呼ばれるものの多くは名主文書や戸長役場文書であり、これらは本来公的機関が引継・管理することが望ましい行政的な内容も多分に含まれていて、現状では民間に所在していることから、民間所在資料=古文書として扱われ、今日に至っているのである。

実は、この部分こそが「公文書館法」において古文書を扱って行くべき原点であり、文化財保護法における「歴史資料」との大きな相違点なのである。実際、第3条では、「国及び地方公共団体が歴史資料として重要な公文書等の保存・利用に関し、適切な措置を講ずるべき責務を有する」と定めたうえで、その解釈の中では『歴史資料として重要な公文書等』とは、国及び地方公共団体が歴史を後代に伝えるために重要な意味を持つ公文書等のことをいうが、それは、具体的に何がそれに該当するかという厳格な客観的基準には本来なじまない性格のものである」としている。よって、歴史資料としての基準は、客観的に定めるのではなくむしろ柔軟性が求められているのであって、そこには、作成者や作成年代といった細かい判断基準はなじまず、むしろその判断や実際の運営は国や地方公共団体に任せられているという点をまず確認しておく必要がある²³⁾。

また、「積極的に収集するには当たらない」とす

る解釈については、少なくとも「同法」成立までの国会答弁等を見る限り、決して消極的ではないことがわかるし²⁴⁾、その保管場所についても、第2条(定義)の解釈に「国又は地方公共団体であれば、いかなる機関が保管していてもよく……」とあるように、従来のこの任に当たってきた関係機関である公立の図書館や博物館・資料館をむしろ包括する判断であって、決して「これまでの通り各施設の独自の判断で行つていかざるをえない」といった消極的解釈には至らない。要は、古文書を「歴史資料として重要な公文書等」として再定義し、その保存・利用に関し、国と地方公共団体に責務が課せられたこと自体を極めて重要なこととして捉えなければならないのである。

②収集基準と範囲

では、古文書の具体的な収集範囲についてはどうに考えていいたらようだろうか。

まず、考えられるのは古文書は前項で述べたように、現状では民間に所在するものの、現在の行政に繋がる継続性を持った文書群であるということである。この点から言えば、各時代の組織体を復元できる江戸時代の藩政(大名)文書や名主(庄屋)文書、明治初年の戸長役場文書・郡役所文書などがその対象となる。よって、「スーパーのレシート」といったものまでもが「地域資料」となり、文書館が収集していかねばならないと言った近年の論調²⁵⁾は、「公文書館法」の理念にはそぐわないことをここでは確認しておく必要がある。

文書館が対象とする資料群の収集に当たっては、例えば藩政文書については、既に明治以降に旧藩からそのまま都道府県庁に引き継がれているものは、そのまま文書館に移管されるだろうが、図書館や博物館等で保存しているケースもあり、次項で検討するように公開についての統一的基準は成されていないものの、その存在は把握されていると言って良い状況にある。また、名主文書についても、同様に第一章で前述したように、これまで文化財保護や自治体史の視点から比較的調査が実施されており、所在確認が成されたり、別の機関によって目録が作成されているケースも多い²⁶⁾。

そこで、文書館が収集すべき古文書として極めて重要なのは、戸長役場文書であるといえよう。周知のように戸長役場文書は近世の村制度と近代の役場制度の過渡期としての性格を持ち、その一部は町村

役場へと引き継がれて現在の役場に存在している場合もあるが、名主文書とともに保存されている事例が一般的である。しかし、前述した名主文書の調査段階では、時代が新しいという理由だけで漏れてしまっていることもある。また、戸長役場では、各地の引継目録によると名主文書を含む多くの史料を評価・選別して保存しており、分類整理は充分ではないが、独自な項目を立てて保存した事例も報告されている²⁷⁾ことから、戸長役場文書が現代公文書の評価・選別における研究資料としての側面をも有していることは疑いない。

さらに、プライバシーの面から言及すれば、戸長役場文書の中には、戸籍関係の帳簿類が多く含まれており、既に旧身分に関する差別的記載が見られる明治5年(1872)のいわゆる「壬申戸籍」は、1968年(昭和43)に法務省の通達により閲覧停止措置がとられていることは周知の事実である。このように、行政の責任に於いてその流出を防止し、情報の管理をしなければならない文書が依然として民間に所在している点にこそ、文書館がかかる文書と関わっていかねばならない最大の理由があろう。

また、新たな視点からいえば、現代公文書を補完する古文書の収集も今後は必要となろう。具体的には知事や市長といった旧役職々員の個人文書や労働組合、各種学校、民間団体等の文書である。これらの文書の性格はある意味では個人文書や民間団体文書ということから、公文書に対する「私文書」に区分されようが、例えば知事が執務中に関係者との連絡を書簡で行えば、その差出や宛所は私人であっても、内容は公的なものを多分に含むものも多いと考えられる²⁸⁾。

また、近年話題になった長野オリンピック招致委員会関係文書の廃棄に関して言えば、問題の委員会自体が時限的な外部団体組織だったために、公文書としての移管措置がとれなかったことが廃棄へと繋がった一因であるとも聞いている。このように、社会的関心の高い関係機関の文書や地域に立脚した学校・銀行・会社といった組織に関する文書は、たとえそれが民間団体であっても、住民の立場に立って収集する措置を文書館がとる必要があろう。この点は、次項の情報公開との関係からも重要な視点と思われる。

なお、蛇足だが古文書の所蔵権は、あくまでも個人や民間団体にあり、決して収集を強制執行するこ

とはできない。あくまでも原本の保存は現地(出所地)で行うこと、すなわち「現地保存」が第一義である。よって、文書館では、原本(モノ)だけにとらわれない代替物(マイクロ等)による民間所在資料の収集も、また重要な業務となることを付け加えておきたい²⁹⁾。

2 公開における基本理念

「公文書館法」には国の情報公開の動きとリンクして成立したという経緯があり、公開に関しては、まずこの基本理念を押さえておく必要がある³⁰⁾。よって、第4条の「閲覧」についても、その解釈では「調査研究が目的である者についてのみそれを認める等、合理的な制限を設けることは妨げないが、目的のいかんにかかわらず、特定範囲の者にだけ開放する」というものはここでいう『閲覧』ではないと言っているように、従来の博物館施設等にありがちだった大学教員等をはじめとする特定研究者ののみに公開するといった考えに立脚しているのではないことは明白である。あくまでも公文書館の閲覧者は、国民及び当該地方公共団体の住民であり、その根底には「情報公開」の基本理念が存在していることは疑いない。換言すれば、国民や地域住民が必要とする情報の継続公開と、前項との関係で言えば確実なプライバシーの保護(公の秘密保持)といった両面を文書館は常に求められているとも言えよう。

この公開に於ける基本的理念の中で、古文書の閲覧が地域住民から求められる具体例を挙げるなら、例えば災害関係文書の提供があるだろう。過去の災害記録を遡って閲覧請求された場合には、当然のことながら江戸時代の名主文書にまで遡及することもあり得る。また、そうした情報提供が住民のみにとどまらず、役所の関係部署にまで及ぶことの文書館の存在意義は極めて大きいといわねばならない。さらに、文書の公開に際しては、近年、国の情報公開法施行に伴い、国立公文書館での公開基準が作成されるに至ったが、古文書の公開に際しても、ケースバイケースではあるものの、公文書の公開基準をある程度参考とすることも可能であるだろう。

ただし、ここで再度確認しておかねばならないのは、古文書の閲覧公開権は、文書館に寄託や寄贈によって収蔵された後も、あくまでも前述したプライバシーや所蔵権の観点から文書館の独断ではなく、寄贈・寄託者からの制限条件があった場合、これを

了承する必要があることを忘れてはならない³¹⁾。しかし、永久に閲覧公開しないという行為は、「公文書館法」の基本理念から外れることになる。まさにこの点が、古文書をめぐる公開についての文書館に於ける最大の研究課題といえよう。

3 保存における基本理念

保存について「公文書館法」では、まず第三条に「保存についての適切な措置」を講じる責務規定を挙げ、第四条で「閲覧」ではなく「保存」を最初に述べて、これに関する調査研究を行うことを目的とする施設であるとしている点からも明らかなように、「保存」にまず重点が置かれていることが着目される。

ここでいう保存とは文書という「モノ」の保存管理と、文書に記録されている「情報」の保存管理の二つが該当しよう。

「モノ」としての文書の保存については、まさに保存環境に尽きるといえるだろう。文書館の保存設備や装備については本稿の目的とする所ではないので別稿に譲る³²⁾が、文書にとって最適な保存環境を常に考え、対応していくことが重要であろう。特に、古文書の中には、近世の名主文書をはじめ様々な形態のものも多く、その保存容器等を収集する場合もあり得る。また、近年は古文書も公文書同様、紙媒体だけではなく、マイクロフィルムや電子媒体等の代替物にまで及んでいる。これらの劣化問題等も報じられているが、常に最新の情報を収集し、記録が紛失せぬよう将来の視点にたった適切な保存に努める責務が求められているということになるだろう。

一方、「情報」の保存であるが、これは古文書の場合、館内に収蔵されている文書に関する情報だけがその対象となるだけではないことがまず前提となる。名主文書や戸長役場文書の中には、現代公文書との連続性というだけでなく、その存在自体が保護されなければならないプライバシー情報を持った文書が多く含まれている。よって、これらを収集し、保存・管理する必然性が文書館にはあることは既に述べたが、そうした文書群全てを文書館が主体となって包括的に収集することは能力的にも不可能であるし、次章で述べるように類縁機関に所在しているものもあって、そのネットワーク無しには無理な現状がある。よって、文書館にとって重要なのは、該

当する古文書が現在どこに所在し、どのように管理されているのかという「所在・管理情報」をまず調査収集し、そのデータを保存・管理していくことにある。こうした「情報」を文書館が保存・管理していくことで、例えば、関係文書が市場に流出することを未然に防ぐこともできるだろうし、災害時の資料救出活動の一助とすることもできるだろう。しかし、何よりも行政機関としての文書館がそうした地域住民にとって必要かつ保護しなければならない「情報」を適切に保存・管理していくという行為 자체が、彼らにとっての信頼や安心に繋がっていくことにもなるのではなかろうか。ここでは、文書館の古文書に関する「保存」概念が単にモノのみにとどまらないものであることを指摘しておきたい。

3 古文書を遺すための環境整備

1 市町村とのネットワーク

①都道府県文書館の役割

ここでは、古文書を将来に遺すための今後の方向性について、考えてみたい。

その一つは、都道府県文書館の役割である。現在、冒頭でも述べたように、市町村文書館の設立は見通しがたたない状況にあるものの、ほぼ都道府県文書館に於いては、設立そのものが淘汰されつつある状況にあるといってよいだろう。そこで、古文書を遺すための重要なカギは、都道府県文書館の活動如何にかかっているといつても過言ではない。この点は、各館の設立背景や所管によって事情が異なるが、現状では増え続ける公文書の収集や評価・選別に追われて、古文書に関する活動が滞っている状況にある館も少なくないと聞いている。

そこで、重要なのは、やはり市町村とのネットワークだろう。民間所在資料の中核を成す名主文書や戸長役場文書の直接的内容は、当該市町村に直接関わるものであり、本来ならば、市町村文書館が当然管理すべき対象であるといえるだろう。確かにその通りではあるが、現実問題としてそれが現状では無理である以上、都道府県文書館が当面その役割を担うことはやむを得ないのでなかろうか。また、総合的に判断すれば江戸期では旧郡単位や旧国単位の資料も含まれており、また明治期以降では都道府県から市町村へ出された文書もあることから、欠落した時代の都道府県文書を戸長役場文書や旧村

役場文書等で補完することも十分可能であり、都道府県行政の継続性を考える上では貴重な歴史資料であることに何ら変わりはない。要は、かかる資料の重要な性を市町村の関係部署に訴えて、その保存・管理をバックアップすることが都道府県文書館に現在、求められているのである。

では、具体的にはどのような対策があろうか。一つは冒頭で大分県先哲史料館の事例を紹介したが、都道府県文書館が主体となって、市町村と共に所在確認調査を実施することである。ただし、ここでいう「所在確認調査」は、第一章で見てきた文化財保護法にかかる文書確認調査のように所在のみを調査するのとは多少目的が異なる。何故なら、前述した文化財による所在確認調査段階では、多くの場合、所在を確認するまでに止まり、その後の所蔵者に対するアフターケアまでは各市町村に於いて成されなかつた故に、散逸の憂き目にあったという敗因があった。しかし、今回は文書の収蔵機能を持つ都道府県文書館がその保存・管理までを含めた記録史料の連続性という文化財保護とはまた別の視点から調査し、場合によっては寄託等による収蔵も含めた「現地保存」のアフターケアを市町村と共にしていくというものである³³⁾。やはり、都道府県文書館が「現地保存」という立場で活動を展開して行くならば、所蔵者との連絡がとりやすい市町村の担当者とともに、活動していくことが必須条件となる³⁴⁾。この点は、次項で検討する市町村博物館等との連携を考えるうえでも避けては通れないだろう。

もちろん、都道府県文書館がどこまで市町村の古文書に関わっていくべきかという議論については、これまで異なる意見が出されている。³⁵⁾また近年は、大学や地域研究者が主体となり、資料所蔵者だけでなく、地域住民をボランティアとして巻き込んだ調査会活動を展開している例も報告される等、都道府県文書館の周囲で、その活動を補佐、或いは独自の民間所在資料をめぐる現地保存の活動が活性化してきた感もある³⁶⁾。しかし、最終的な現地保存の責任は、あくまでも当該市町村にあるのであり、その啓発と連携無しには所蔵者宅での保存さえもおぼつかない。この点を再確認したうえで、さらに、かかる調査には、活動成果をまずきちんと所蔵者はもとより、当該市町村や地域住民に還元することと、都道府県文書館との連携が活動の基本原則として求められてこよう。

②都道府県史料協の役割

民間所在資料を遺すためのもう一つの施策として、県と市町村及び各市町村間のネットワークを考えていくうえで欠かせないのが、資料保存や自治体史編纂を目的とした都道府県や郡単位の連絡協議会（以下、都道府県史料協）の存在である。

都道府県史料協は現在全国に14ほど存在していて、今後も増える傾向にある³⁷⁾。その組織形態は様々であるが、主に市町村の自治体史編纂室や文化財関係機関、博物館や図書館といった組織を超えた会員が加盟しており、現在各地で民間所在資料の保存をめぐる活発な活動が展開されている。また、都道府県史料協の事務局は、その半数近くが県立文書館にあり、まさに都道府県文書館と市町村がネットワークを構築していくうえでは、現段階で極めて有効な組織となっているといえる。さらに近年では、都道府県史料協間の交流も活発化してきており、県域を超えた情報交換の輪も広がってきてている³⁸⁾。

都道府県史料協の活動は、会員間の情報交換や各種研修会の開催、会報の発行といったものにとどまらない。例えば、古文書の保存に関する活動としては、千葉県史料保存活用連絡協議会（千葉史協）のように県内各市町村に所在する古文書の調査を会員である市町村が実施し、その成果をハンドブックとして刊行³⁹⁾しているところや、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（埼史協）のように、会員自らが研究委員会を組織して、市町村文書館設立に必要な各種業務をまとめたブックレットの作成や資料保存用品の共同購入⁴⁰⁾を実施しているところもある。

しかし、都道府県文書館にとっての最大の活動メリットは、市町村担当者との人的ネットワークが形成されることにある。前述した都道府県文書館が実施する「所在情報調査」を県から市町村への「縦の活動」とすれば、都道府県史料協の活動はまさに県と市町村「横並びの活動」であるといえる。何故なら、都道府県史料協の活動主体は、組織率からも、そのほとんどが市町村の自治体職員であり、協議会の運営は彼ら無しには考えられない。よって、市町村関係者が積極的に協議会活動に参加することにより、違った意味で都道府県文書館の「縦の活動」に対する理解と協力も得られやすくなるのである。こうした意味においては、特に所管の弊害により全県的な所在確認調査が実施しにくいといわれる知事部局所管の文書館にあっても、都道府県史料協という

組織が市町村教育委員会とのパイプ役を果たしてくれるというメリットがある⁴¹⁾。特に今後は地方分権時代を迎えるにあたり、これまでの「縦の活動」だけでは機能しにくくなることが大いに予想される。そうした意味でも、市町村文書館の設立へ向けた都道府県史料協の果たす役割は大きいといえよう。

2 類縁機関との共通理念の構築

次に、既に古文書を保存している図書館・博物館・自治体史編纂室といった類縁機関との共通理念の構築について触れておきたい。

まず、大事なのは近年の資料取り扱いの原則（出所・平等・原秩序・原形保存・記録の各原則）⁴²⁾を調査収集段階から共通理念とすることである。既に、この原則が提唱されてから10年以上の月日が経過し、文書館施設以外の類縁機関でも、この原則に則った収集～整理が成されてきている感はある。また、博物館や自治体史編纂室の中には、資料調査に於ける現状記録法を博物館の共同総合調査に取り入れてる所⁴³⁾や、概要調査法を取り入れて悉皆的な所在調査を展開している自治体史編纂室⁴⁴⁾もでてきており、近年の文書館界が他分野に与えた影響も少なくなかったことが知られる。

なお、目録の作成に関しても、近年文書館界では、文書群の階層構造に準じた I S A D (G)【国際標準記録史料記述】に則ることが提唱されて久しいが、いまだ様々な試みが成されており、こと古文書に関しては定着するまでには至っていないという現状がある⁴⁵⁾。しかし、やはり何らかの目録作成上の共通理念は、他の類縁機関との間で必要となってくるだろう。特に、コンピュータ情報システムの確立は文書館のみならず類縁機関に於いても当然のこととなり、インターネットによる目録検索も益々盛んとなってこよう⁴⁶⁾。こうした状況下で、類縁機関との目録に於ける共通理念を構築していくうえで重要なのは、細かい分類にとらわれないということではなかろうか。文書館と類縁機関の資料を扱う範囲の差異が、そのまま目録上に現れ、利用できなくなってしまうことは避けなければならない。

また、古文書の公開については、やはり「公文書館法」にうたう「閲覧公開」が、これまで対応が困難とされた博物館施設でも今後は求められてこよう。ただし、閲覧室等を完備していない博物館施設にとって、かかる行為は機能的にも限界がある点は

否めない。よって、文書館との協業も考えられる。具体例としては、文書館が博物館収蔵資料を複製（マイクロ化）し、これを文書館で公開していくというものである。原本は展示という手法で博物館が公開し、中身を伴う閲覧を複製物で文書館が行うという協業体制の確立こそ、今求められている利用形態ではなかろうか。さらに、この点は、都道府県文書館が収蔵する民間所在資料の複製～閲覧化に伴う、市町村博物館への原本返還措置という都道府県と市町村との「現地保存」にかかるネットワークにも応用できる要素を含んでいる⁴⁷⁾。何よりも類縁機関との関係で重要なのは、互いが収蔵している古文書に関する収集及び公開に関する情報交換を常に協議することであろう。特に、第二章で述べた収集・公開・保存の基本理念は、「博物館法」における収集・展示・保管とは明らかに異なる「公文書館法」からの視点である。具体的には遺されたモノと文書を一体化した歴史資料とみなし、これを包括的・総合的に取り扱って歴史を再現しようとする博物館に対し、文書館はあくまでも当時の記録としての文書（記録史料）にのみこだわる立場である。この点は現代公文書（公的記録）との連続性という意味では極めて重要な意味を持つが、歴史の再現という点では博物館より物足りない部分もあるといえるだろう。よって、前述したあらゆる資料が歴史資料になるという論調は、明らかに博物館の視点に近いものであることがわかるし、換言すれば文書館は、逆に歴史叙述のみに利用を制限されるべき施設ではないことがわかる。この違いを互いに確認したうえで調査収集活動を行い、役割分担していくことこそが互いの機関の存続を保証し、古文書を将来へ遺すための布石となるのではないか⁴⁸⁾。

3 法的な保護措置の拡充

最後に、古文書の保護措置に関する現行法での限界を指摘し、今後の方向性を示しておきたい。

現行の「公文書館法」では、先述したように古文書の法的な保護措置が成されていないため、「公共の利益」＝公開と「私権の保護」＝所有権が対立したままとなっている。よって、所蔵者によって売却されて市場に流出したり、焼却されたとしても何ら法的にそうした行為を規制する措置はない。逆に善意の所蔵者は、土蔵を改築して収蔵庫としたり、定期的に曝書を行う等、自らの費用で所蔵文書に対する保

存措置をとっているという現状がある。こうした、文書のケアについては、当該自治体によって文化財に指定でもされない限り、その保存に対する行政からの措置は望めない。まさに、文書所蔵者の善意によって、今日まで古文書が現地に伝えられてきたと言っても過言ではない現状がそこにはあり、逆説的に言えばかかる文書の運命は、所蔵者によって握られてきたともいえる。

しかし、近年は所蔵者の代替わり時に、財産相続をめぐって古文書が財産登録される場合もあり、また文書の所有権をめぐり相続時にトラブルへと発展するケースも見られる。こうした場合、これまで閲覧公開していた古文書が所蔵者の意向で公開停止となってしまうことや、最終的に寄託文書の場合には返却されて、最悪の場合は売却されてしまうことも成りかねない⁴⁹⁾。

このような事態を防止する意味でも、何らかの法的措置が望まれるが、現行の法体制の中では「文化財保護法」における登録文化財のような制度⁵⁰⁾を適用する程度しか有効な手だけは見あたらない。やはり、フランスの「文書保存法」⁵¹⁾のように「国民的記録遺産」としての古文書の保護を明確にうたう法の確立が情報公開時代の今だからこそ逆に必要になってきている気がしてならない。

現段階では、拙速的な公文書館法の改正は現場を混乱させるだけで、避けるべきであろうが、将来的には、公文書との記録の連続性といった性格を持つ古文書については情報公開の視点からも、その保存～公開を視野に入れた法改正が必要となってくるだろう⁵²⁾。ただ現段階で文書館が出来ることは、引き続き古文書が有する公文書としての性格を所蔵者に理解してもらうように努めていくとともに、これを散逸させないための保存措置を他の関係機関とも連携をはかりながら実施していくことに集約されるであろう。

むすびにかけて

以上、古文書の文書館における取り扱いについて、私見を述べてきたが、まだまだ課題が多い点は否めない。しかし、以下の2点に今後の活路を見出すことは可能だろう。

まず、最初に言えることは、「公文書館法」のまさに活用である。前述したように「公文書館法」成立以前と以後とでは、古文書を取り巻く環境が大き

く変化した。この環境変化は、人によって悪影響とする向きもあるが、決してそのようなことはない。繰り返しになるが、法的に文書館の位置づけが成されたことの意義や、歴史資料としての公文書保存(=過去から現代までの公文書を継続して収集～公開)の意義が地方公共団体の責務として規定された点は誠に大きく、その重要性を今一度関係者は噛み締める必要があるだろう。

かかる点に、古文書を引きつけて考えるならば、これまで歴史的・文化的=文化財としての価値のみであった同資料に対して、新たに公文書館的な付加価値が生じた訳で、この点は古文書が持つ単なる歴史研究のみにとらわれない資料としての新たな有効性が開眼された契機になったといつても過言ではない。特に2001年4月の国の情報公開法施行に伴い、地方公共団体でも、ますます情報公開の重要性が地域住民にも認識され、そのような動きの中で、過去の文書に対する住民の関心も必然的に高まることだろう。よって、そうした資料を扱う文書館は、博物館や図書館とは異なる住民の権利を保障する文書記録の収集・保存・公開を永続的に行う行政機関としての役割をも担わされているのだということを自認自負していく必要がある。そのスタンスの中で古文書の位置づけも自然と定まつてくるのではないか。

二つ目は、生涯学習講座の活用である。現在、古文書解説講座は、どの生涯学習講座の中でも極めて高い人気を誇っている。にもかかわらず、文書館の利用者に直接その受講生が結びついていかないという悲しむべき現状がある。この点は、換言すれば、古文書と地域住民を繋ぐ存在として、文書館の講座そのものが機能していないということの裏返しにもなりかねない。

その要因として考えられるのは、講座の性格からどうしても「解説」が主となりがちで、文書館がかかる資料を扱う歴史的背景まで理解するには至らないという限界点があるのだろう。しかし、かつて古文書はそれぞれの土地において作成され、管理されてきたのだという歴史的背景を伝えずして、文書館がこうした講座を実施する意味が他にあるのだろうか。やはり、従来からの解説主体講座の見直しが必要に迫られていると思われてならない。何より、こうした古文書が作成され遺されてきた歴史的背景を地域住民に講座を通して伝えていくことが、今再び

「公文書館法」以後の文書館にとって古文書の必然性を理解してもらううえで重要なのである。まして、今後は「現地保存」の視点に立った古文書の保存活動を文書館が展開していくのならば、その際に必要となる新住民の理解も、こうした古文書講座等を有効に活用していくことでかなり深まるだろう。また、所蔵者と地域住民（新住民）との解説資料を通じた新たな地域的な人間関係を構築していくことも可能である。そういう点で、生涯学習活動への文書館の関わりは、方法さえ誤らなければ古文書の有効性と有用性を普及していくために有効な手段といえる。

文書館における古文書の取り扱いは、現段階では各館によって様々な格差があるかも知れない。しかし、過去から現代までの公文書公開機関としての機能は「公文書館法」を拠り所として共通しているといえるだろう。今後は、公文書と古文書を単に公・私で分けるのではなく、地域住民の視点に立った「何を収集すべきか、遺すべきは何か」を常に考える活動が文書館には求められてこよう。その活動が認知されたとき、はじめて地域社会にとってかけがえのない施設として文書館が存在することになるのではないだろうか。

註

- 1) 水口政次氏「都道府県文書館管理規程からみた10年の変化と問題」（『全史料協会報』43号、1998年）。なお、近年の文書館をめぐる動向をまとめたものとして拙稿「地域社会と文書館—近年の文書館をめぐる動向—」（地方史研究協議会編『21世紀の文化行政—地域資料の保存と活用』名著出版、2001年）を参照されたい。
- 2) 例えば、筆者が所属する埼玉県立文書館の場合は、「公文書館法」施行以前の1969年（昭和44）の開館であり、教育委員会の機関である県立図書館の内部組織として誕生した。時代的にはまさに戦後の史料保存運動の影響下のもとに誕生した館である。よって、設立当初は県内の古文書資料の収集に積極的に取り組んだ点は否めないが、いち早く明治～昭和初期にかけての行政文書（永年保存文書）の管理委任が実現し、その公開に踏み切った点は高く評価したい。

なお、同様に広島県立文書館の設立経緯を述べたものに西向宏介氏「地方自治体文書館の性格について—広島県立文書館設立史の考察—」（『広島県立文書館紀

要』第6号、2001年）がある。

- 3) 歴史資料救済活動については、N G O 救援連絡会議文化情報部・阪神大震災対策歴史学会連絡会（史料ネット）・文化庁文化財等救援委員会（文化財レスキュー）、その他関係機関による活動が様々な形で展開された。その活動内容や評価については、震災後に多くの論議が成されており、ここで取り上げるには枚挙にいとまがないが、かかる活動全体を時系列的にまとめたものとして、藤田明良氏「阪神大震災と歴史資料救出活動（一）～（四）」（『日本史研究』392～395号、1995年）があり、また、震災時に歴史資料を所蔵していた家々や歴史資料が所在する自治体（神戸市）が、市民の歴史意識を調査したアンケート結果から当時の市民意識を報告した論考として、坂江涉氏「歴史研究と市民の歴史意識—被災地神戸での歴史資料の救済・保存活動を通じて—」（『記録と史料』No.8、1997年）がある。
- 4) 2000年11月1日付け『大分合同新聞』朝刊記事及び平井義人氏「『記録資料所在調査事業』と地域史料の保存・活用」（『第26回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会（大分大会）資料』同協議会、2000年、所収。なお、以下、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会は、全史料協と略す。）なお、平井氏「アンケートに見る地域史料調査事業の全国的趨勢と問題点」（『（大分県立）史料館紀要』第6号、2001年）も参照されたい。
- 5) 埼玉県でも1999年（平成11年）から文書調査員制度を改定し、埼玉県教育委員会が1973（昭和48）年度から4年間にわたって実施した古文書緊急調査の結果まとめられた『埼玉県古文書所在確認調査目録』（埼玉県教育委員会、1978年）に掲載されている民間所在文書の追跡調査を行っている。現段階で10市町村における追跡調査を終えた結果、実に50%の家で世代交代があり、所在不明文書も13%を占めるという結果が出た。約30年という時間経過の間に社会的環境が大きく変化し、資料がその影響をいかに受けたかをこの数値は物語っている。
- 6) 全史料協編『日本の文書館運動—全史料協の20年—』（1966年、岩田書院）所収「史料保存運動資料」による。
- 7) 戦後の史料保存運動は、ある意味で調査というよりも「収集」という形を主目的として進められた点に特徴があるといえよう。本稿では、近世庶民史料調査委員会を中心にその動きを取り上げたが、他に同様の調査活動として、1946年には農林省による土地制度史料調査委員会と日本学術振興会による農漁村史料調査委員会の発足、1949年には水産庁に置かれた漁業制度資料収

- 集委員会の発足がある（前掲『日本の文書館運動』10～11p）。なお、漁業制度資料収集委員会の活動とその後の動きや、収集史料の所蔵者への返却等については、網野善彦氏『古文書返却の旅』（中公新書、1999年）を参照されたい。
- 8) この勧告成立までの背景については、木村礎氏「『歴史資料保存法』のころ」（『木村礎著作集X 史料の調査と保存』名著出版、1997年所収）に詳述されている。
- 9) 第84回国会参議院文教委員会における岩上二郎議員の質問に対する吉久勝美政府委員の答弁による（「第84回国会参議院文教委員会会議録（抄）」前掲『日本の文書館運動』所収）。なお、現在は文化庁からの歴史民俗資料館建設にかかる補助金は打ち切られている。この時点において、当時の状況とは歴史資料をとりまく環境は著しく変化しており、その影響も大きい。
- 10) 具体的には八潮市立資料館・戸田市立郷土博物館・白岡町立図書館・久喜市公文書館・入間市博物館といった機関が挙げられる。しかし、単独館は久喜市公文書館のみで、八潮市や入間市を除けば、他は複合施設というよりも、その機能を有した活動を現段階で展開しているに過ぎず、文書のライフサイクルにおける終焉地としての機関として規程上位置づけられてはいない。なお、八潮市・戸田市・久喜市・入間市両施設の開館までの動向については、遠藤忠氏「小規模自治体の地域文書館」（『地方史研究』225号、1990年）及び「八潮市立資料館運営計画」（『八潮市史研究』16号、1995年）、佐藤勝巳氏「戸田市における文書保存とその管理」（『戸田市立博物館』研究紀要3号、1998年）、飛高守氏「久喜市公文書館の活動」（『八潮市史研究』14号、1993年）、工藤宏氏「入間市博物館の文書館的機能導入の経緯その現状と課題」（『記録と史料』7号、1996年）をそれぞれ参照。
- 11) 現地保存上のさまざまな問題点については、拙稿「史料の現地保存における諸問題」（『地方史研究』250号、1994年）参照。
- 12) 逆に保管スペースが無いことを楯にとって、文書館施設建設の理由にしようとする政治的動きがあることも否めない。しかし、必ずしも適切とは言えない保存環境に資料自体を長い間置いておくことは危険行為になりかねないので、保存環境に対する配慮が求められる。
- 13) 佐藤勝巳氏「地域文書館の創造に向けて一特に市町文書館創造への展望」（前掲『記録と史料』No.7所収）
- 14) もちろん、全ての自治体史編纂がこのような中途半端な形で終了している訳ではない。自治体史編纂から文書館の建設に結びついた藤沢市や八潮市のように、編纂委員会発足時からの文書館構想が見事に結実した例も見られる。しかし、その多くは市民レベルから持ち上がった発想ではなく、自治体史編纂関係者と首長らの熱意によるものである。この点が、今後かかる流れでハコモノを建設していくときのキーポイントになろう。また、ハコモノに結びついでいかないまでも、調査した結果を『史料所在目録』のような形で公刊している自治体史編纂室もある。要は、住民に対して目に見える形での調査活動報告が成されているか否かが重要なのである。
- 15) 実際、この時期の地方史雑誌の投稿者を見るとほとんどが公立小・中学校教員で占められている。現在こそ、学校現場の変革とともに、その役割は徐々に他職種と分担されつつあるが、当時は彼らが古文書の現地保存に関する主戦力だったことが、ここからも窺える。
- 16) 埼玉県では、1973年（昭和48）から4カ年にわたって「古文書緊急調査」を実施、その後文化庁から補助金を受けてさらに県下全域に補完調査を行い、その結果を前掲『埼玉県古文書所在確認調査目録』として刊行している。また他県の例では、熊本県教育委員会が1979年（昭和54）に『熊本県古文書所在確認』を、山口県教育委員会が1980年（昭和55）に『山口県古文書所在確認調査報告書』をそれぞれ文化庁の国庫補助金を得て調査～刊行している。
- 17) 埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（以下、埼史協と略す）が1993年に実施したアンケート結果（埼史協編『地域文書館の設立に向けて4 地域史料の保存と管理』埼史協、1994年所収、30p～31p）による。なお、市町村立館では、大垣市民図書館や館林市立図書館、越谷市立図書館、小平市立図書館等が開館当初から古文書を積極的に取り扱っている（前掲の埼史協アンケート結果より）。
- なお、市町村図書館における郷土資料の取り扱いについては、『中小都市における公共図書館の運営－中小公共図書館運営基準委員会報告一』（日本図書館協会、1963年）があり、「中小レポート」と称されて現在も関係者間で読み継がれている。市町村図書館が古文書にどう関わっていくべきかが書かれており参考となる。
- 18) この点は、徳島県で起こった公立図書館における史料管理上の問題が指摘されている。詳細は、徳島地方史研究会史料保存問題特別委員会「史料の保存と利用を考える—井上家所蔵者井上氏へのインタビュー取材から

一」(『史窓』第27号、1997年)及び立石恵嗣氏「古文書の『寄託』に関する一考察」(『アーカイブズ』第3号、2000年)参照。

なお、前掲註17)の「中小レポート」の中でも、郷土資料が古記録や近世資料に偏重する傾向に対して警鐘を鳴らしている。

19) 前掲註17) 埼史協のアンケート結果による。

20) 「同基準」第12条1項には、「都道府県及び指定都市の設置する博物館には、17人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとし、市(指定都市を除く)町村の設置する博物館には、6人以上の学芸員又は学芸員補を置くものとする」とある。

21) 大野瑞男氏「公文書館法と文書館」(『歴史評論』No.463、1988年)

22) 高橋実氏「公文書館法と自治体の文書保存問題」(『日立史苑』第14号、1990年、後に同氏『文書館運動の周辺』岩田書院、1996年に所収)

23) 実際、公立文書館の業務が「公文書館法」を超えて規程されている例は多い。「公文書館法」施行後の例としては、鈴江英一氏「文書館の業務と公文書館法—秋田県公文書館条例等の規定をめぐって」(『秋大史学』40号、1994)参照。

24) 岩上二郎氏「公文書館への道」(共同編集室、1988年)
61 p～120 p

25) 中野等氏「『地域資料』あるいは『古文書』について」(『読売新聞』2000年10月26日付夕刊文化欄)。この中で中野氏は「地域資料」の概念についても若干誤解されている。「文字」のかたちで残った歴史資料=「地域資料」という定義は、少なくともこれまで文書館界では無いといってよい。ちなみに埼史協では、かかる対象資料を「地域史料」と定義している点を確認しておきたい(前掲『地域史料の保存と管理』15 p～17 p)。

26) しかし、名主文書については、その執務場所が所蔵者宅であったこともある、家の文書(私文書)と村の文書(公文書)の区分がされにくいつもりがあり、また書籍が文書と一緒に数多く存在している場合もまま見られることから、これらを一括した文書群として扱うことに対して批判的な意見もある。この点についての見解を整理されたものとして、塚本学氏「文字史料の整理をめぐる問題若干—福留家文書目録の作成を終えて—」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第45集、1992年)がある。

27) 丑木幸男氏「戸長役場史料論(一)～(四)」(『史料館研究紀要』第24～26・27号、1993～95・97)。なお、

戸長役場史料の総括的研究が皆無だった状況下にあって、前記論文は高く評価されよう。

28) 実際、埼玉県の場合、明治期の歴代知事宛文書も公文書として扱われ、現在に遺されている(埼玉県立文書館編『平成12年度第3回収蔵文書展 知事への手紙(明治編)』図録、同館、2001年を参照)。

29) この点は、後述する博物館と文書館の収集時に於ける役割分担とも関わってくる問題であり、文書館が外国のArchivesを追認する「ブンショカン」か、モノである文書(もんじょ)に着目する「モンジョカン」かの呼称にも影響を与えていているとする解釈もある(自治体大学校地方行政研究会監修『市町村の実務と課題5 文書課』ぎょうせい、1992年、220 p)。

30) 以下国会答弁から関係する部分を抜粋する。【第94回国会参議院地方行政委員会における岩上議員質疑】
「特に、最近は知る権利の問題あるいは情報公開の制定を急ぐべきではないだろうか、こんなふうなことを言われる。しかし、その行政資料を一体どう整理したらいいのか、どう分類したらいいのか、同和問題等々、ある民族的な一つの具体的な内容を抱えている日本として、秘密はどう守つたらいいのか、どこまで公開したらいいのか、そういう判断さえもつきかねている中で、やはり住民の側から見れば、知る権利、これを一日も早く指導する必要があるんじゃないかと…」(前掲『公文書館への道』84 p)、【第95回国会参議院予算委員会質疑における国務大臣の答弁】「公文書の整理並びに保存の問題は、情報公開制度の機能を十分に発揮する観点からも非常に大事な問題だと、こう思っております。」(前掲『公文書館への道』89 p)

31) この点は、2000年10月1日に施行された「国立公文書館利用規則」中の第3条の2一二が該当しよう。なお、同規則では第3条の2関係の別表によって、公開までの基準となる閲覧対象文書の経過年数が提示されているが、こと民間所在資料に関してはこの基準が即あてはまるケースは希だろう。その理由は、都道府県や市町村といった行政規模の問題だけでなく、寄託・寄贈者の意向や収蔵時の政治的・社会的事情によって大きく変化するであろうことを付記しておきたい。その一例として、埼玉県立文書館では、現在、通常なら公開されないであろう被差別部落の文書群である「鈴木家文書」を閲覧公開しているが、その契機となったのは『埼玉県部落問題関係史料集 鈴木家文書(全5巻)』(1977～1979年)が埼玉県教育委員会によって公刊されたことによる。

- 32) 文書館における保存全般については、前掲『地域史料の保存と管理』参照。
- 33) こうした都道府県文書館が市町村と「現地保存」を視野に入れた調査を行っている実践例としては、山本幸俊氏「地域史料の保存と文書館—新潟県立文書館・史料所在調査の試み」(『新潟県立文書館研究紀要』第7号、1994年)、及び龍野直樹氏「地域資料保存事業への思考と試行」(『和歌山県立文書館紀要』第6号、2001年) 参照。両者は全く異なる立場・視点から古文書の保存を訴えるが、本質的な部分では共通理解が得られる。
- 34) ここでいう、市町村担当者として想定されるのは、やはり文化財担当者となる。ただし、この点については、教育委員会所管の都道府県文書館にとっては連携を取りやすいが、知事部局所管の文書館では、連絡系統が異なるために連携が取りにくいといった話を聞く。しかし、知事部局所管の博物館も各地で開館している今、所管にこだわるよりも、活動内容で市町村に判断してもらうことこそが重要であろう。その際に設立経過を踏まえた「公文書館法」の趣旨が生きてくる部分も大きいにあると考えられる。また、後述する都道府県史料協も一考に値する。なお、市町村との調査を実施するにあたり、「現地保存」の考え方からその収集・整理までに関する全般的な概説として、鎌田和栄氏「地域でおこなう文書資料の整理と保存—地域における資料保存体制の確立に向けて—」(『和歌山県立文書館紀要』4、1998年) がある。
- 35) 岡崎久次郎氏「続新潟からの提唱—全史料協新潟大会の残照—」(前掲『新潟文書館研究紀要』第7号) では、「情報センターとしての（県立）文書館」・「市町村を結ぶ核（としての県立文書館）」といった前掲山本論文での論旨を取り上げ、そこまでの役割が県立文書館には存在しないと明言している。確かに、岡崎氏の言うように都道府県文書館の役割が拡大していくは、最終的には市町村に関係する文書の収奪や市場に流出した文書の購入義務といった点にまで発展しかねないという懸念がある点は否めない。しかし、市町村を取り巻く民間所在資料保存の現況や、岡崎氏自身も提唱する「公文書館法」の普及を鑑みると、都道府県文書館の役割といったものは山本氏のように積極的にとは言わないまでも、かなり重要かつ大きいものであると考える。
- 36) 文書館の調査活動を補佐する意味で発足した調査会に「越佐歴史資料調査会」、大学を核とした地域研究者による調査会として、「房総史料調査会」や「甲州史料調査会」がある。各調査会活動の詳細については、長谷川伸氏「地域と歩む史料保存活動—越佐歴史資料調査会の活動を中心に—」(前掲『新潟県立文書館研究紀要』第7号)、立野晃氏「房総史料調査会の活動について」(『記録と史料』No.5、1994年)、甲州史料調査会「甲州史料調査会の活動について」(前掲『記録と史料』No.5) 参照。
- 37) 全国の都道府県史料協組織の特徴や埼史協の活動については、拙稿「都道府県史料協の成果と課題—埼玉県地域史料保存活用連絡協議会の最近の活動から—」(『埼玉県立文書館』文書館紀要』第12号、1999年) 参照。
- 38) 前掲註37) 拙稿、及び鈴木一哉氏「関東圏における都道府県史料協の会報発行状況について」(『記録と史料』No.10、2000年) 参照。
- 39) 千葉県史料保存活用連絡協議会(以下、千葉史協と略す)編『千葉県市町村史料保存活動ハンドブック 千葉史協資料集 その1・その2』(同史料協、1998・1999年)
- 40) 埼史協では、会員の中から専門研究委員会を組織し、これまで5冊のブックレット(『地域文書館の設立に向けて1~5』)を発行している。また、会員から希望サイズをとり保存用の中性紙段ボール箱「地域史料保存箱」を開発、頒布している。なお、同協議会では別に災害対策用の「地域史料保存箱」が事務局のある埼玉県立文書館ほか県内3カ所に備蓄されており、いざという時には埼玉県内ののみならず、全国の被災地に無償配布する制度が整っている。この制度により、1999年には、青森県八戸市で起こった水害資料の救助に提供された実績がある(中道敏夫氏「水害被災資料の修復作業について」『記録と史料』No.11、2000年)。
- 41) ちなみに、そうした意味で知事部局文書館(千葉県文書館)に事務局がありながら、市町村教育委員会機関との連携がうまく計られている例として前述の千葉史協がある。
- 42) 国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』(岩波書店、1988年) 及び大藤修・安藤正人氏『史料保存と文書館学』(吉川弘文館、1986年) による。
- 43) 現状記録法については、吉田伸之氏「現状記録の方法について」及び同氏「【補論】現状記録論をめぐって」(『近世房総地域史研究』東大出版会、1999年所収) を参照。なお、この記録法を応用した香川県歴史博物館準備室の総合調査結果については、香川県教育委員会編『歴史博物館整備に伴う収蔵資料目録』及び『歴史博物館整備に伴う資料調査概報』(いずれも同教育委員会、

1997年) 参照。

- 44) 概要調査法については、牛久市史編さん委員会『牛久市小坂・斎藤家文書概要調査報告書』(牛久市、1993年) 及び高橋実氏「文書調査の現段階」(『講座今日の古文書学12 史料保存と文書館』雄山閣、2000年) 参照。なお、この調査法を取り入れている最近の自治体史編纂室として、亀岡市史編さん室がある(上甲典子氏「概要調査は使えるか—大量に文書が残る関西で—」第53回全史料協近畿部会近世古文書研究会レジュメ、2000年)。

- 45) 長沢洋氏「記述標準化の前提について—I S A D (G)と記録史料記述と目録」(『広島県立文書館紀要』第5号、1999年) 及び龍野直樹氏「書評と紹介 安藤正人著『記録史料学と現代』」(『記録と史料』No.9、1998年)

- 46) コンピュータ情報システムについて近年の状況をまとめたものに、埼史協編『地域文書館の設立に向けて5 地域史料の検索と活用』(埼史協、1998年) がある。
- 47) 拙稿「古文書史料の保存と利用」(『埼玉県立 文書館紀要』第8号、1995年)、及び前掲注37) 拙稿参照。
- 48) この基本的機能の違いが確認されないばかりに、資料の争奪戦といった悲しまるべき行為が博物館と文書館の間で繰り広げられることになる。

なお、本稿では触れなかったが、文書館の専門職についても同様なことが言えるのではないだろうか。具体的には、「博物館法」により学芸員の活動内容は定められ、「公文書館法」によってアーキビストの活動は規定されている。

- 49) こうした一連の動きの背景に、近年のお宝鑑定ブームがあることは否めない。しかし、市場に流出した結果として当該自治体が関係文書を購入出来たという皮肉な一面もあり、一概にこうした行為を否定することは出来ないといった意見があるのも事実である。ただ、文書館が民間所在資料を購入するという情報が市場価格に多大な影響を与え、かえって散逸を招くという不測の事態も覚悟しておく必要がある。念頭に入れておかねばならない。やはり、そうならない為の日頃のケアが最も大事にならう。

- 50) 登録文化財制度は、現在のところ有形文化財の建造物のうち、主に近代建造物をその対象に設けられた制度(「文化財保護法の一部を改正する法律」平成8年10月1日施行)であり、国や自治体の指定文化財より規制は緩やかで、税制面で優遇(地価税及び固定資産税の二分の一軽減)を受ける。

51) 「フランス文書保存法」(国立国会図書館調査立法考查局編『外国の立法』第21巻3号、1982年) 参照。なお、古文書の取り扱いは国の事情によって大きく異なるが、外国の場合、ほとんどの国のアーカイブズ法は、古文書に関する何らかの条項を盛り込んでいるといわれる(安藤正人「文書館・公文書館をめぐる外国の法令—ユネスコ研究報告の紹介を中心に—」前掲『公文書館への道』所収)。

52) 古文書(民間所在資料)の財産権を否定せずに、その調査～公開協力を法的に所蔵者に求めていく考え方は、既に前述した「歴史資料保存法の制定について」(勧告)の中の「文書館の業務に関する規定」に、「民間資料の所在機関または所蔵者は、古文書館による資料調査等に対し、協力することとする。」(前掲『公文書館への道』264 p) という部分があり参考になる。

[付記] 本稿は、平成12年度国立公文書館主催公文書専門職員養成課程において提出した修了論文を一部訂正したものである。